

2012年9月25日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—上海市府政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第237号)

上海市商務委員会等、 地域本部誘致に関する実施意見を公布 ～補助金支給条件等を追加～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市商務委員会等の市人民政府8部門はこのほど、『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』¹についての**実施意見**』（滬府弁発[2012]51号、以下『**実施意見**』という）を公布しました。この『**実施意見**』は、市人民政府が2011年12月19日付で公布した『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』（滬府発[2011]98号、以下『**規定**』という）¹に基づき、多国籍企業の地域本部を同市に誘致するための優遇措置等を定めたもので、2017年6月30日まで5年間有効となっています。

【図表1】上海市における外商投資企業の誘致実績と目標

	多国籍企業 地域本部	投資性 会社	外資 R&D センター
第11次五カ年計画（2006～10年）期間中の誘致実績	181社	83社	135拠点
第12次五カ年計画（2011～15年）期間中の誘致目標	150社以上	60社	75拠点
2012年7月末段階の誘致総数	384社	255社	348拠点

（上海市商務委員会発表資料等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

上海市はこれまで、外資導入政策の一環として、地域本部を積極的に誘致してきました²。上海市発展改革委員会と上海市商務委員会は今年2月に公布した『上海市の外資導入と国外投資に関する“第12次五カ年計画”』（滬発改外資[2012]010号、以下『**計画**』という）に

おいて、第12次五カ年計画（2011～15年）期間中の誘致目標を150社以上に設定（第3条第2項）。上海市商務委員会によると、上海市内に設立された多国籍企業の地域本部は2012年7月末までの累計で384社に上っており、2011年末から31社増加しています。

『**実施意見**』は、上海市商務委員会等が2008年12月に公布した『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』¹についての**若干の実施意見**』（滬府弁発[2008]50号、以下『**旧実施意見**』という）の改訂版となりますが、『**旧実施意見**』からいくつかの変更点や追加点がみられます。

¹ 『**規定**』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第210号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.210.pdf

² 上海市の外資導入政策については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第232号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.232.pdf

以下、『実施意見』の概要について解説します。

□ 地域本部の設立条件と業務範囲

『規定』では、多国籍企業の地域本部を次のように定義しています（第2条）。

国外で登録された親会社が上海市に設立し、投資または授権の形式により1カ国以上の区域内における企業に対して管理およびサービスに係る職能を履行する唯一の本部機関のこと

多国籍企業の地域本部の認定を受けられるのは、外商投資企業の投資性公司または管理性公司です。

投資性公司	商務部公布の『外商投資による投資性公司を設立することに関する規定』に基づき設立し、直接投資に従事する企業のこと
管理性公司	多国籍企業が統合管理、研究開発、資金管理、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の運営職能のために設立する会社のこと

地域本部の認定条件は、以下のように規定されています（『規定』第5条）。

- ✓ 設立済みの投資性公司
- ✓ 以下の条件を備えた管理性公司
 - 親会社の資産総額が **4億米ドル**を下回らないこと
 - 親会社の中国国内における投資の累計払込済登録資本総額が **1,000万米ドル**を下回らず、かつ親会社が管理を授権している中国国内外の企業が **3社**を下回らないこと、または親会社が管理を授権している中国国内外の企業が **6社**を下回らないこと。ただし基本的に前述の条件を満たし、かつ所在地区の経済発展に突出した貢献がある場合は事情に基づき考慮
 - 管理性公司の登録資本金が **200万米ドル**以上であること

地域本部の認定に必要な申請資料と地域本部が従事できる業務範囲は、以下のとおりです（『規定』第6条、第8条）。

【 申請必要書類 】

- ✓ 会社の法定代表者が署名した申請書
- ✓ 親会社の法定代表者が署名した地域本部の基本的職能に係る授権文書
- ✓ 会社の批准証書、営業許可証および出資払込検査報告書（いずれもコピー）
- ✓ 親会社が中国国内で投資している企業の批准証書および営業許可証（いずれもコピー）
- ✓ 親会社の法定代表者が署名した、着任予定の地域本部法定代表者に係る授権文書、ならびに着任予定の地域本部法定代表者に係る履歴書および相応する身分証明文書（身分証明はコピー）
- ✓ 法律・法規および規則において提出を要求するその他の資料

【 従事可能な業務範囲 】

- ✓ 投資・経営に係る方針決定
- ✓ 資金運用および財務管理
- ✓ 研究開発および技術サポート
- ✓ 商品の仕入、販売および市場マーケティングサービス
- ✓ サプライチェーン管理等の物流運営
- ✓ 当該会社集団内部のシェアードサービスおよび国外会社のアウトソーシングサービス
- ✓ 従業員の研修および管理

□ 『実施意見』に盛り込まれた優遇措置

『規定』の実施細則である『実施意見』は、(1) 新規開設等に対する補助金・奨励金支給、(2) 資金の集中管理規定、(3) 関係人員の出入国や行政手続に対する便宜措置、(4) 通関上の便宜措置、から構成されています。

補助金・奨励金の支給について、『旧実施意見』では、①投資性会社の設立補助金、②自社用オフィスの賃借・購入補助金、③商務部認定地域本部・管理性公司地域本部による一定の年間売上高達成に対する奨励金、についてそれぞれ支給基準を設けていました。『実施意見』では①～②に加え、③で投資性公司地域本部による一定の年間売上高達成に対する奨励金が追加されたほか、④認定を受けている地域本部がアジア地区等のより広範な地域の地域本部に昇格した場合の補助金、⑤グループ内部における持分統合にかかるコストへの補助金、について支給規定が盛り込まれました（図表1、図表2を参照）。

④については、『計画』第4条第4項で「多国籍企業が上海でアジア・太平洋地区の本部、事業部のグローバル本部、グローバル研究開発センター等を設立することを奨励する」との方針を示しており、『規定』にも「多国籍企業がアジア地区、アジア太平洋地区またはさらに広い区域の本部を設立し、関連する条件を満たす場合、関連規定に基づき補助金を受けることができる」（第9条）と規定していました。

『実施意見』ではこの方針を受け、「アジア地区、アジア太平洋地区またはさらに広い区域の本部」について、「従業員数が50名を下回らず、かつ親会社が任命する法定代表者および本部職能に関連する主要高級管理人員が上海に常駐して業務を行う場合」に補助金を支給するとして、条件を具体化しています（『実施意見』第1条第1項5）。

一方、⑤では、投資性会社の持株会社化を図るために既存投資先の持分を投資性公司に集約する業務（いわゆる「傘下化」）³において、一定の補助金が支給される可能性があります。しかし、関連法規が未整備であるほか、税務上の取扱も明確性に欠ける部分があるため、詳細は関係当局の説明を待つ必要があります。

【図表1】地域本部に対する補助金の支給条件

	旧実施意見	新実施意見
設立補助金	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上海市に新たに登記または転入し、投資性会社の形式で設立された地域本部 <p>【金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 500万人民元の設立補助金を支給（40%、30%、30%の比率で3年に分けて支給） 	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>2008年7月7日以降</u>、上海市に登記または転入し、投資性会社の形式で設立された、<u>従業員数が10名以上</u>の地域本部 <p>【金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 500万人民元の設立補助金を支給（登記または転入した翌年度から3年に分けて40%、30%、30%の比率で支給）
オフィス賃借料補助金	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上海市に新たに登記または転入した地域本部。 	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>2008年7月7日以降</u>、上海市に登記または転入し、<u>従業員数が10名以上</u>の地域本部

³ 外商投資企業の持分出資については、商務部から『外商投資企業の持分出資に関する管理弁法』の意見募集稿がすでに公表されており、将来的に正式な弁法が公布される可能性があります。

	<p>【金額】</p> <p>✓ オフィス面積 1,000 平米につき、1 平米あたり 1 日 8 元の 30% の基準で、3 年間支給。</p>	<p>【金額】</p> <p>✓ 1,000 平米を超えないオフィス面積につき、1 平米あたり 1 日 8 人民元を超えない基準で、賃貸料の 30% に基づき 3 年間支給</p>
オフィス購入補助金	<p>【対象】</p> <p>✓ 上海市に新たに登記または転入した地域本部。</p> <p>【金額】</p> <p>✓ オフィスを購入・建設する場合、オフィス賃借料の補助金と同基準で、3 年分の補助金を一括支給</p>	<p>【対象】</p> <p>✓ <u>2008 年 7 月 7 日以降</u>、上海市に登記または転入し、<u>従業員数が 10 名以上</u>の地域本部</p> <p>【金額】</p> <p>✓ オフィスを購入・建設する場合、オフィス賃借料の補助金と同基準で、3 年分の補助金を一括支給</p>
アジア地区の地域本部に対する補助金	—	<p>【対象】</p> <p>✓ <u>新たに設立された多国籍企業のアジア地区、アジア太平洋地区またはさらに広い区域の本部で、従業員数が 50 名を下回らず、かつ親会社が任命する法定代表者および本部職能に関連する主要高級管理人員が上海に常駐して業務を行う場合</u></p> <p>【金額】</p> <p>✓ <u>800 万人民元の設立補助金を支給（補助金は 40%、30%、30% の比率で 3 年に分けて支給）</u></p> <hr/> <p>【対象】</p> <p>✓ <u>設立済の多国籍企業地域本部がアジア地区、アジア太平洋地区またはさらに広い区域の本部にレベルアップし、従業員数が 50 名を下回らず、かつ親会社が任命する法定代表者および本部職能に関連する主要高級管理人員が上海に常駐して業務を行う場合</u></p> <p>【金額】</p> <p>✓ <u>300 万人民元の一時補助金を支給</u></p>
持分統合に対する補助金	—	<p>✓ <u>上海市において重点的に導入する必要のある投資性公司地域本部につき、その内部持分の統合により発生するコストおよび費用に対して、上海市商務委員会、上海市財政局および関連部門の審査・決定を受けた後、適切な補助金を支給</u></p>

（『実施意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 2】地域本部が一定の年間売上高を達成した際に支給される奨励金

	旧実施意見	新実施意見
国家級地域本部	<p>【対象】</p> <p>✓ 商務部の認定を受けた国家級の地域本部で、認定年度以降、年間売上高が初めて 10 億人民元を超えた場合</p> <p>【金額】</p> <p>✓ 1,000 万人民元の奨励金を支給</p>	<p>【対象】</p> <p>✓ <u>2008 年 7 月 7 日以降</u>に国家級の多国籍企業地域本部の認定を受け、認定年度以降に年間売上高が初めて 10 億人民元を超えた投資性公司</p> <p>✓ 2008 年 7 月 7 日より前に国家級の多国籍企業地域本部の認定を受け、かつ 2008 年以降に年間売上高が初めて 10 億人民元を超えた投資性公司</p>

	(奨励金は40%、30%、30%の比率で3年に分けて支給)	【金額】 ✓ 1,000万人民元の一時的奨励金を支給(奨励金は40%、30%、30%の比率で3年に分けて支給)
管理性公司 地域本部	【対象】 ✓ 管理性公司地域本部で、認定年度以降、年間売上高が初めて5億人民元を超えた場合 【金額】 ✓ 500万人民元の奨励金を支給(奨励金は40%、30%、30%の比率で3年に分けて支給)	【対象】 ✓ 2008年7月7日以降に管理性公司地域本部の認定を受け、認定年度以降に年間売上高が初めて5億人民元を超えた場合 ✓ 2008年7月7日より前に管理性公司地域本部の認定を受け、かつ2008年以降に年間売上高が初めて5億人民元を超えた場合 【金額】 ✓ 500万人民元の一時的奨励金を支給(奨励金は40%、30%、30%の比率で3年に分けて支給)
投資性公司 地域本部	—	【対象】 ✓ 2012年1月1日以降に投資性公司地域本部の認定を受け、かつ認定年度以降に年間売上高が初めて10億人民元を超えた場合 ✓ 2012年1月1日より前に投資性公司地域本部の認定を受け、かつ2012年以降に年間売上高が初めて10億人民元を超えた場合 【金額】 ✓ 500万人民元の一時的奨励金を支給(奨励金は40%、30%、30%の比率で3年に分けて支給)

(『実施意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表3】 地域本部による資金管理機能

投資性公司と管理性公司は、グループ企業の保有外貨資金を集中的に管理できますが、『実施意見』ではさらに、地域本部が一定の条件を満たす場合、「多国籍企業の外貨資金集中管理、国外貸付等の試験的業務に参加

形態		投資性公司	管理性公司
資本金による持分投資	外貨	○	×
	人民元	○	×
対外債務による持分投資	外貨	○	×
	人民元	○	×
資本金による委託貸付	外貨	○	○
	人民元	×	×
プーリング	外貨	○(外管局認可後)	○(外管局認可後)
	人民元	○	○

(関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

ことができる」(第2条)と規定しています⁵。また、規制緩和が進む人民元建てクロスボーダー決済業務については、多国籍企業地域本部による同業務の実施を支援するため、経常項目における簡素化業務フローの試験導入や集中受取・支払業務の奨励といった支援策を明記したほか、多国籍企業による人民

⁴ 中国国内におけるグループ企業の外貨資金集中管理は、『国内企業内部メンバーの外貨資金集中管理運用管理規定』(匯発[2009]49号)により認められています。

⁵ 国外貸付については、国家外貨管理局が2009年6月、『国内企業による国外貸付の外貨管理に関する問題についての通達』(匯発[2009]24号)を公布し、中国企業による国外子会社への貸付について、資格要件や限度額等の規制を緩和しました。ただし、当該通達の適用対象は国内企業による国外子会社への外貨貸付のみであり、それ以外の国外グループ企業(国外の親会社等)への外貨貸付は適用対象外となっています。なお、上海市浦東新区では2010年3月、『浦東新区外資多国籍企業による国外貸付に関わる外貨管理オペレーション規程』(上海匯発[2010]32号)が公布されており、条件を満たす浦東新区の多国籍企業は、国外子会社以外の国外グループ企業への外貨貸付も可能となっています。

元国外資金決済センターの設置を後押しし、「多国籍企業地域本部によるクロスボーダー人民元資金に対する集中管理の実現を模索する」（同上）としています⁶。

関係人員の出入国や行政手続に対する便宜措置については、地域本部に勤める外国人の査証取得や中国人の上海市戸籍取得に対してそれぞれ条件を規定しています（図表 4、図表 5 を参照）。

【図表 4】 地域本部の関係人員に対する出入国管理上の便宜措置

対象人員	申請可能な手続
外国籍の法定代表者・総経理・副総経理・財務総監	外国人居留許可（有効期間 5 年）
外国籍の部門管理者	外国人居留許可（有効期間 4 年）
外国籍の一般従業員	外国人居留許可（有効期間 3 年）
地域本部に属する、登録資本が 300 万米ドル以上の企業の法定代表者・総経理・副総経理・財務総監	外国人居留許可（有効期間 5 年）
地域本部に属する、登録資本が 300 万米ドル以上の企業の部門管理者	外国人居留許可（有効期間 3 年）
外国籍人員の配偶者・父母・18 歳未満の子女	外国人居留許可（上記人員と同期間）
外国籍人員（一時入国）	訪問査証（有効期間 1 年、複数回有効）
外国籍高級管理人員・ハイテク人材（一時入国）	訪問査証（有効期間 2～5 年、複数回有効）
外国籍高級管理人員（永住）	『外国人永久居留証』の優先手続
外国籍人員（緊急の入国）	ポートビザ（※企業に商務届出資単位資格を授与）
香港・マカオを訪問する中国人人員	『香港・マカオ往来通行证』（複数回有効）
台湾を訪問する中国人人員	『大陸居民台湾往来通行证』（複数回有効）の優先手続（※入台旅行証と国务院台湾弁公室の承認文書が必要）
出国する中国人人員（戸籍地が上海市以外）	上海市での旅券手続

『実施意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 5】 地域本部の関係人員に対する行政上の便宜措置

対象人員	申請可能な手続
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学部卒以上の学歴が特殊な才能を持ち、外国籍を取得した留学人員 ✓ 中国旅券を保有しているが中国戸籍を有していない留学人員・専門人員 ✓ 香港・マカオ出身の専門人員 ✓ 台湾出身の専門人材、外国の専門人員およびその配偶者と 18 歳以下または高等学校在学中の子女 	『上海居住証』（B 証）
地域本部が設立した独立法人資格を有する研究開発センターが採用した外省市出身の優秀人材	上海市戸籍（※条件あり）
多国籍企業地域本部の法定代表者およびその本部職能に関連する高級管理人員	出入国検査検疫部門における健康証明手続の優先ルート提供
外国籍高級管理人員・ハイテク人員	『外国専門家証』

（『実施意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁶ 中国人民銀行上海分行は今年 3 月に公布した『2012 年上海市クロスボーダー人民元業務要点』（上海銀発[2012]53 号）の中でも、「クロスボーダー人民元決済のサプライチェーンに沿った上下流への展開を強力に推進する。内資・外資多国籍企業による人民元資金の集中管理モデルを積極的に模索する」（第 6 条）との方針を示しています。

通関上の便宜については、地域本部および地域本部が設立した独立法人資格を有する研究開発センターの貨物通関に対して便宜を提供するとしています。また、一定の条件を満たす地域本部は、関税率を決定するための事前商品分類⁷や今年 1 月に始まった輸入貨物の事前価格審査⁸の手続が関連規定に基づき可能であるとし、税関分類で A 類以上の地域本部はグループ内の輸入貨物について、地域本部所在地で集中通関や集中検査を申請できるなど通関業務の効率化を図ることができる内容となっています。一方、出入国検査検疫部門は地域本部の検査申請、資質審査を優先的に取り扱い、分類管理レベルの引き上げについても優先的に考慮するとしています。

*

『規定』と『実施意見』の詳細につきましては、8 ページからの日本語仮訳および 20 ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭、月岡直樹】

⁷ 事前商品分類は『中華人民共和國税関輸出入貨物商品分類管理規定』（税関総署令第 158 号、2007 年 5 月 1 日施行）に基づく制度です。輸出入企業は貨物輸出、輸入前に税関へ商品分類を申請、税関は審査後に分類を決定し、その分類に従って通関手続を行います。事前に分類を決定しておくことで、通関の迅速化が図れます。

⁸ 事前価格審査は『輸入貨物価格予備審査管理暫定規定』（署税発[2011]419 号、2011 年 11 月 29 日公布）に基づく制度です。価格変動が激しい商品等の輸入における通関効率向上のため、輸入企業が事前に輸入貨物の価格を申請、税関は審査後に『事前審査価格決定書』を発行し、その価格に従って通関手続を行い、税金を納付するものです（第 2 条）。税関分類の AA 類、A 類企業が申請できます（第 5 条）。

上海市人民政府
滬府発[2011]98号
『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を
奨励することに関する規定」印刷・配布についての通達』

各区・県人民政府、上海市政府各委員会・弁公室・局：

ここに『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』を印刷・配布する。
これに基づき真剣に執行されたい。

上海市人民政府
2011年12月19日

『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』

第1条 【目的および依拠】

対外開放をさらに拡大し、多国籍企業が上海市に地域本部を設立することを奨励し、上海における多国籍企業地域本部に対して更なる実体業務の集積、機能の拡張、レベルの向上を奨励し、経済成長モデルの転換を促進するため、関連する法律・法規に基づき、上海市の実情を考慮の上、本規定を制定する。

第2条 【定義】

本規定における多国籍企業地域本部とは、国外で登録された親会社が上海市に設立し、投資または授權の形式により1カ国以上の区域内における企業に対して管理およびサービスに係る職能を履行する唯一の本部機関のことを指す。

多国籍企業は、独資の投資性公司、管理性公司等の独立した法人格を有する企業組織形式により、上海に地域本部を設立することができる。

投資性公司とは、多国籍企業が商務部公布の『外商投資による投資性公司設立に関する規定』に基づき設立し、直接投資に従事する会社のことを指す。

管理性公司とは、多国籍企業が統合管理、研究開発、資金管理、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の運営職能のために設立する会社のことを指す。

第3条 【適用範囲】

上海市の範囲内において設立される多国籍企業地域本部（以下、「地域本部」という）は、本

規定を適用する。

第4条 【管理部門】

上海市商務委員会は地域本部の認定業務に対して責任を負い、関連部門と協力して地域本部に対する管理サービスを実施する。

工商、財政、税務、外事、人的資源・社会保障、出入国管理、外貨管理、税関、出入国検査検疫等の部門は各自の職責の範囲内において、地域本部に対する管理サービス業務を遂行する。

第5条 【認定条件】

設立済の外商投資性会社は、地域本部への認定を直接、申請することができる。

管理性会社が地域本部への認定を申請する場合、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 親会社の資産総額が4億米ドルを下回らないこと。
- (2) 親会社の中国国内における投資の累計払込済登録資本総額が1,000万米ドルを下回らず、かつ親会社が管理を授権している中国国内外の企業が3社を下回らないこと、または親会社が管理を授権している中国国内外の企業が6社を下回らないこと。基本的に前述の条件を満たし、かつ所在地区の経済発展に突出した貢献がある場合、事情に基づき考慮することができる。
- (3) 管理性会社の登録資本は200万米ドルを下回らないこと。

第6条 【申請資料】

地域本部への認定を申請する場合、上海市商務委員会に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した申請書。
- (2) 親会社の法定代表者が署名した地域本部の基本的職能に係る授権文書。
- (3) 会社の批准証書、営業許可証および出資払込検査報告書（いずれもコピー）。
- (4) 親会社が中国国内で投資している企業の批准証書および営業許可証（いずれもコピー）。
- (5) 親会社の法定代表者が署名した、着任予定の地域本部法定代表者に係る授権文書および着任予定の地域本部法定代表者に係る履歴書および相応する身分証明文書（身分証明はコピー）。
- (6) 法律、法規および規則において提出を要求するその他の資料。

前項の規定においてコピーの提出と明記していない場合、文書の正本を提出しなければならない。

第7条 【審査】

上海市商務委員会は申請書等の資料を受領してから 10 営業日以内に審査を完了し、かつ認定するか否かの決定を下さなければならない。認定する場合、認定証書を交付する。

第8条 【経営・管理およびサービス活動】

地域本部は国および上海市の関連規定に基づき、以下の経営、管理およびサービス活動に従事することができる。

- (1) 投資、経営に係る方針決定。
- (2) 資金運用および財務管理。
- (3) 研究開発および技術サポート。
- (4) 商品の仕入、販売および市場マーケティングサービス。
- (5) サプライチェーン管理等の物流運営。
- (6) 当該会社グループ内部のシェアードサービスおよび国外会社のアウトソーシングサービス。
- (7) 従業員の研修および管理。

地域本部が経営の必要により上海市に分支機構を設立する場合、関連部門は審査・承認および登記に係る利便化措置を提供する。

第9条 【補助金および奨励金】

新たに登録された投資性公司および管理性公司が地域本部との認定を受けた場合、関連規定に基づき、設立およびオフィス賃貸に係る補助金を受けることができる。

地域本部が経営管理、資金管理、研究開発、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の総合的な運営機能を有し、かつ経済発展に突出した貢献があり、良好な利益効果を得ている場合、関連規定に基づき、奨励金を受けることができる。

多国籍企業がアジア地区、アジア太平洋地区またはさらに広い区域の本部を設立し、関連する条件を満たす場合、関連規定に基づき補助金を受けることができる。

補助金および奨励金の具体的な実施弁法については、関係部門が別途、制定する。

第10条 【資金管理】

地域本部は統一した内部資金管理体制を構築することができ、自己保有資金に対して統一的な管理を実施することができる。外貨資金の運用に関係する場合、関連する外貨管理規定に基づき執行しなければならない。条件を満たす地域本部は、関連規定に基づき、多国籍企業の外貨資金集中管理、国外貸付等の試行業務に参加することができる。

投資性会社は『企業集団財務公司管理弁法』に基づき、財務公司を設立し、当該会社の中国国内における投資先企業のために財務集中管理サービスを提供することができる。

第11条 【出入国手続の簡素化】

ビジネスのために香港、マカオ、台湾地区または国外に赴く必要のある地域本部の中国籍人員に対して、関連部門は出国に係る利便化措置を提供する。

地域本部において複数回の一時入国の必要のある外国籍人員は、1年ないし5年にわたって複数回の入国が有効で、各回の滞在が1年を超えない訪問査証を申請することができる。臨時に上海市を訪問する外国籍人員は、中国在外公館において入国査証の申請しなければならない。緊急の場合、国の関連規定に基づき、公安部門に対してポートビザを申請して入国することができる。

上海市に長期間居留する地域本部の外国籍人員は3年ないし5年にわたり有効な外国人居留許可を申請することができる。

地域本部の法定代表者等の高級管理人員は、『外国人の中国永久居留審査・承認管理弁法』に基づき、優先的に『外国人永久居留証』を申請することができる。

第12条 【就業許可手続の簡素化】

地域本部の上海市において就業が必要な外国籍人員は、上海市人的資源・社会保障部門に対して外国人の『就業許可証』および『就業証』に係る手続を一括して申請することができる。このうち、外国籍の高級管理人員および高級技術人員は、関連規定に基づき、『外国専門家証』の手続を申請することができる。

第13条 【人材採用】

地域本部およびそれが設立する研究開発センターが国内の優秀な人材を採用する場合、優先的に上海市戸籍の手続を行うことができる。

第14条 【通関利便化措置の提供】

条件を満たす地域本部およびそれが設立する研究開発センターに対して、税関および出入国検査検疫部門はその輸出入貨物のために通関の利便化措置を提供する。

地域本部が保税物流センターおよび配送センターを設立し、物流の統合を実施する場合、税関、外貨、出入国検査検疫等の部門はそれに対して利便化された監督管理措置を提供する。

第15条 【参照適用】

香港、マカオ、台湾地区の投資家が上海市に地域本部を設立する場合、本規定を参照して執行する。

第16条 【執行期日および有効期間】

本規定は公布日から執行する。有効期間は5年である。

2008年7月7日に上海市人民政府が公布した『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』（滬府発[2008]28号）は同時に廃止する。

上海市人民政府弁公庁

滬府弁発[2012]51号

上海市商務委員会等8部門の『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」』についての実施意見を転送することに係る通達

各区県人民政府、上海市政府各委員会・弁公室・局：

上海市商務委員会、上海市財政局、上海市人的資源社会保障局、上海市公安局出入国管理局、中国人民銀行上海分行、国家外貨管理局上海市分局、上海税関、上海出入国検査検疫局の『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」』についての実施意見』はすでに上海市政府の同意を受けたため、ここに転送する。遵守執行されたい。

上海市人民政府弁公庁

2012年8月8日

『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」』についての実施意見』

『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』（滬府発[2011]98号）をよりよく貫徹し、関連奨励政策を着実なものとするため、ここに実施意見を以下のように制定する。

一、補助金および奨励金

（一）補助金および奨励金に係る基準

1. 設立補助金。2008年7月7日以降、上海市に登録し、および上海市に転入し、投資性会社の形式で設立された地域本部で、かつ従業員数が10名以上である場合、500万人民元の設立補助金を支給する。上海市に登録または上海市に転入した翌年度から、3年に分けて40%、30%、30%の比率に基づき設立補助資金を支給する。
2. 賃借補助金。2008年7月7日以降、上海市に登録し、および上海市に転入し、かつ従業員数が10名以上の多国籍企業地域本部が、自社用オフィス物件を賃借する場合、1,000平方メートルを超えないオフィス面積につき、1平方メートルあたり1日8人民元を超えない基準で、賃貸料の30%に基づき3年の補助金を支給する。自社用のオフィス物件を購入・建設する場合、賃借補助金と同等の基準の3年分の総額に基づき、一括して資金補助を支給する。

多国籍企業地域本部が補助金を受ける期間中、自社用のオフィス物件を賃貸、または

転貸してはならず、オフィス物件の用途を変更してはならない。上述の規定に違反してオフィス物件の賃貸、転貸を行った、またはオフィス物件の用途を変更した場合、すでに受領した補助金を返還しなければならない。

3. 多国籍企業地域本部に対する奨励金。上海市において 2008 年 7 月 7 日以降に国家級の多国籍企業地域本部の認定を受け、かつ認定年度以降に年間売上高が初めて 10 億人民元を超えた投資性公司、または 2008 年 7 月 7 日より前に国家級の多国籍企業地域本部の認定を受け、かつ 2008 年以降に年間売上高が初めて 10 億人民元を超えた投資性公司に対して、1,000 万人民元の一部奨励金を支給する。

上海市において 2008 年 7 月 7 日以降に管理性公司地域本部の認定を受け、かつ認定年度以降に年間売上高が初めて 5 億人民元を超えた場合、または 2008 年 7 月 7 日より前に管理性公司地域本部の認定を受け、かつ 2008 年以降に年間売上高が初めて 5 億人民元を超えた場合、500 万人民元の一部奨励金を支給する。

上海市において 2012 年 1 月 1 日以降に投資性公司地域本部の認定を受け、かつ認定年度以降に年間売上高が初めて 10 億人民元を超えた場合、または 2012 年 1 月 1 日より前に投資性公司地域本部の認定を受け、かつ 2012 年以降に年間売上高が初めて 10 億人民元を超えた場合、500 万人民元の一部奨励金を支給する。

奨励金は 3 年に分けて 40%、30%、30%の比率に基づき支給する。

4. 上海の多国籍企業地域本部のレベル向上に対する補助金。上海市に新たに設立された多国籍企業のアジア地区、アジア太平洋地区またはさらに広い区域の本部で、従業員数が 50 名を下回らず、かつ親会社が任命する法定代表者および本部職能に関連する主要高級管理人員が上海に常駐して業務を行う場合、800 万人民元の設定補助金を受け、3 年に分けて 40%、30%、30%の比率に基づき支給する。

設立済の多国籍企業地域本部がアジア地区、アジア太平洋地区またはさらに広い区域の本部に昇格し、従業員数が 50 名を下回らず、かつ親会社が任命する法定代表者および本部職能に関連する主要高級管理人員が上海に常駐して業務を行う場合、300 万人民元の一部補助金を受け、3 年に分けて 40%、30%、30%の比率に基づき支給する。

5. 投資性公司地域本部の持分統合に対する補助金。上海市において重点的に導入する必要のある投資性公司地域本部につき、その内部持分の統合により発生するコストおよび費用に対して、上海市商務委員会、上海市財政局および関連部門の審査・決定を受けた後、適切な補助金を支給する。

(二) 資金の源泉

「上海市の多国籍企業地域本部の発展を奨励する専用資金」（以下、「専用資金」とする）を設立し、市、区県の2つのレベルで財政負担する。

上海市の多国籍企業地域本部の発展を奨励する専用資金の使用および管理に係る弁法は上海市財政局および上海市商務委員会が別途、制定する。

二. 資金管理

投資性会社が『企業集団財務公司管理弁法』に基づき財務公司を設立し、その中国国内の投資先企業に対して集中財務管理サービスを提供することを奨励する。

多国籍企業地域本部が統一的な国内資金管理体制を構築し、自己保有資金に対して集中管理を行うことに利便化を実施する。商業銀行が監督管理要求に基づき、多国籍企業地域本部に対して、必要とする資金クリアリングエージェントサービスを積極的に提供することを奨励する。多国籍企業地域本部、被支配企業（または被管理企業）および商業銀行は、三者協議を締結し、当該銀行およびその拠点機関の銀行決済口座を通じて、内部資金に対して統一管理を実施することができる。商業銀行は、多国籍企業地域本部の資金管理要求に対応する中間業務を積極的に模索し、かつ業務に対する管理および統制を強化し、当該中間業務に対応する監督統制・報告情報システムを構築し、業務の展開状況およびリスク状況を遅滞なく、正確かつ全面的に反映させなければならない。

多国籍企業地域本部が外貨資金の運用に関係する場合、関連する外貨管理規定に基づき執行する。条件を満たす多国籍企業地域本部は規定に基づき、多国籍企業の外貨資金集中管理、国外貸付等の試験的業務に参加することができる。関連部門は多国籍企業地域本部の資金運用に対して、より一層利便化された新たな措置を積極的に模索する。

自国通貨の優位性を十分に発揮し、多国籍企業地域本部がクロスボーダーで人民元を使用することに利便化を図る。多国籍企業地域本部の人民元経常項目における簡素化業務フローの試験的措置を実施する。多国籍企業地域本部が人民元経常項目における外貨集中受取・支払業務を実施することを奨励する。多国籍企業がその人民元国外資金決済センターを上海に設置することを支援する。多国籍企業地域本部によるクロスボーダー人民元資金に対する集中管理の実現を模索する。

三. 人員の移動

(一) 出入国手続の簡素化

1. 一時入国

上海市に設立された多国籍企業地域本部において、複数回にわたって一時入国する必要のある外国籍人員は、1年間に複数回の入国が有効な訪問査証を申請することができる。このうち、複数回にわたって一時入国する必要のある外国籍高級管理人員およびハイテク人材は、2年ないし5年にわたり複数回の入国が有効で1度の滞在期間が1年を超えない訪問査証を申請することができる。

2. 長期居留

- (1) 多国籍企業地域本部の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監は、有効期間が5年の外国人居留許可の手続を行うことができる。部門経理は有効期間が4年の外国人居留許可証の手続を行うことができる。一般の外国籍従業員は有効期間が3年の外国人居留許可の手続を行うことができる。

多国籍企業地域本部に属する、登録資本金が300万米ドル以上の企業の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監は、有効期間が5年の外国人居留許可の手続を行うことができる。部門経理は有効期間が3年の外国人居留許可の手続を行うことができる。

- (2) 上述の外国籍人員の外国籍配偶者、父母および18歳未満の子女は、上述の人員と同期間の外国人居留許可を申請することができる。

3. 永久居留

上海にある多国籍企業地域本部の法定代表者等の高級管理人員は、『外国人の中国永久居留審査・承認管理弁法』に基づき、優先的に『外国人永久居留証』の手続を申請することができる。

4. 居住証B証

多国籍企業地域本部に雇用される学部卒以上の学歴または特殊な才能を有する外国籍に入っている留学人員、中国旅券を保有しているが中国戸籍を有していない留学人員およびその他の専門人材、香港・マカオ特別行政区の専門人材、台湾地区の専門人材ならびに外国の専門人材およびその配偶者と18歳未満または高等学校在学中の子女等の随伴人員は、優先的に『上海市居住証』(B証)の手続を申請することができる。

5. 緊急時の上海来訪

上海にある多国籍企業地域本部に対して、直接、ポートビザの商務届出単位資格を与える。その招請を受けて臨時に上海に来訪した外国籍人員が、緊急の事由により中国の在外公館において査証を申請することができなかった場合、規定に基づき上海市公

安局出入国管理局の出入国地点査証部門に対してポートビザを申請することができる。

6. 健康証明の手続

出入国検査検疫部門は多国籍企業地域本部の法定代表者およびその本部職能に関連する高級管理人員による健康証明の手続のために、優先ルートを提供する。

7. 香港、マカオへの訪問

ビジネスのために香港・マカオに赴く必要のある多国籍企業地域本部の中国籍従業員は、複数回の出入国が有効な『香港・マカオ往来通行証』の手続を申請することができる。

8. 台湾への訪問

ビジネスのために台湾に赴く必要のある多国籍企業地域本部の中国籍従業員は、入台旅行証明書および国務院台湾弁公室の承認文書を提出する場合、優先的に『大陸住民台湾往来通行証』の手続を行うことができる。

9. 出国

ビジネスのために出国する必要のある多国籍企業地域本部の上海戸籍従業員は、上海市戸籍簿および身分証明書に基づき旅券の手続を申請することができる。ビジネスのために出国する必要のある外省市の従業員は、『上海市居住証』（人材誘致類）を持参し、規定に基づき、上海市公安局出入国管理局に対して旅券の手続を申請することができる。

(二) 外国籍人員の就業許可手続の簡素化

上海にある多国籍企業地域本部の外国籍人員がL、F、X査証で入国し、上海市で就業する場合、多国籍企業地域本部は上海市人的資源社会保障局に対して、外国人就業許可および『外国人就業証』の一括手続を申請することができる。このうち、外国籍高級管理人員および高級技術人員は、上海市人的資源社会保障局（上海市外国専門家局）に対して、『外国専門家証』の手続を申請することができる。

(三) 国内優秀人材の採用に対する利便化措置

人的資源主管部門および公安部門は、上海の多国籍企業地域本部が採用する外省市の従業員による『上海市居住証』の手続に対して、利便化措置を提供する。

上海にある多国籍企業地域本部および地域本部が投資・設立した独立法人資格を有する研究開発センターが採用する、条件を満たす外省市の優秀人材は、『上海市の人材採用における上海市常住戸籍申請手続試行弁法』に基づき、上海市戸籍の手続を行うことができる。

四. 通関における利便化措置の提供

条件を満たす多国籍企業地域本部および地域本部が投資、設立した独立法人資格を有する研究開発センターに対して、税関および出入国検査検疫部門は、その輸出入貨物の通関に対して利便化措置を提供し、かつ企業による研究開発自社用のバイオ素材の輸入に係る検査検疫改革の試験的措置の範囲を段階的に拡大する。

多国籍企業による物流配送センターの設立を奨励し、多国籍企業のグループ内部企業における物流統合を促進する。条件を満たす多国籍企業地域本部は、通関の事前分類および事前価格審査に係る手続を行うことができる。A類以上の資本信用レベルにある多国籍企業地域本部は、その上海にある所属子会社の輸入貨物（特殊監督管理区域との輸出入を除く）につき、集中して本部所在地の税関で通関を行うことができ、かつ申請に基づき出入国検査検疫部門に対して集中検査申請を行うことができる。出入国検査検疫部門は、多国籍企業地域本部に対して、申請に基づき優先的に検査申請、資質審査・承認に係る手続を行い、信用および分類管理レベルの引き上げについて優先的に考慮する。税関、外貨管理、出入国検査検疫等の部門は、多国籍企業地域本部における物流運営モデルの最新の発展および需要に基づき、絶えず監督管理モデルの革新を行い、利便化措置を模索することにより、多国籍企業地域本部の業務の発展に対応する。

本実施意見は印刷・配布日より施行する。有効期限は2017年6月30日である。

2008年11月15日に印刷・配布した『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」についての若干の実施意見』（滬府弁発[2008]50号⁹)は同時に廃止する。

上海市商務委員会
上海市財政局
上海市人的資源社会保障局
上海市公安局出入国管理局
中国人民銀行上海分行
国家外貨管理局上海市分局
上海税関

⁹ 中国語原文では「滬府弁発[2008]28号」となっていますが、関連規定に基づき、日本語仮訳では「滬府弁発[2008]50号」としました。

上海出入国検査検疫局

2012年7月28日

上海市人民政府
沪府发[2011]98号
关于印发《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

现将《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》印发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府
二〇一一年十二月十九日

《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》

第一条 【目的和依据】

为进一步扩大对外开放，鼓励跨国公司在本市设立地区总部，鼓励在沪跨国公司地区总部进一步集聚实体业务、拓展功能、提升能级，促进经济转型发展，根据有关法律、法规，结合本市实际，制定本规定。

第二条 【定义】

本规定所称的跨国公司地区总部，是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或者授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。

跨国公司可以以独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式，在上海设立地区总部。

投资性公司，是指跨国公司按照商务部发布的《关于外商投资举办投资性公司的规定》设立的从事直接投资的公司。

管理性公司，是指跨国公司为整合管理、研发、资金管理、采购、销售、物流及支持服务等营运职能而设立的公司。

第三条 【适用范围】

在本市范围内设立的跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），适用本规定。

第四条 【管理部门】

市商务委负责地区总部的认定工作，协调有关部门开展对地区总部的管理服务。

工商、财政、税务、外事、人力资源和社会保障、出入境管理、外汇管理、海关、出入境检验检疫等部门在各自职责范围内，做好对地区总部的管理服务工作的。

第五条 【认定条件】

已经设立的外商投资性公司，可以直接申请认定为地区总部。

管理性公司申请认定地区总部，应当符合下列条件：

- （一）母公司的资产总额不低于 4 亿美元。
- （二）母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于 1000 万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于 3 个；或者母公司授权管理的中国境内外企业不少于 6 个。基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑。
- （三）管理性公司的注册资本不低于 200 万美元。

第六条 【申请材料】

申请认定地区总部，应当向市商务委提交下列材料：

- （一）公司法定代表人签署的申请书；
- （二）母公司法定代表人签署的地区总部基本职能的授权文件；
- （三）公司的批准证书、营业执照及验资报告(均为复印件)；
- （四）母公司在中国境内所投资企业的批准证书及营业执照(均为复印件)；
- （五）母公司法定代表人签署的对拟任地区总部法定代表人的授权文件和拟任地区总部法定代表人的简历及相应的身份证明文件（身份证明为复印件）；
- （六）法律、法规和规章要求提供的其他材料。

前款规定未列明提供复印件的，应当提供文件的正本。

第七条 【审查】

市商务委应当在收到申请书等材料之日起 10 个工作日内完成审查，并作出认定或者不予认定的决定。予以认定的，颁发认定证书。

第八条 【经营、管理和服务活动】

地区总部按照国家和本市有关规定，可以从事下列经营、管理和服务活动：

- （一）投资经营决策；
- （二）资金运作和财务管理；
- （三）研究开发和技术支持；

- (四) 商品采购、销售及市场营销服务；
- (五) 供应链管理等物流运作；
- (六) 本公司集团内部的共享服务及境外公司的服务外包；
- (七) 员工培训与管理。

地区总部因经营需要在本市设立分支机构的，由有关部门提供审批和登记便利。

第九条 【资助和奖励】

新注册的投资性公司和管理性公司经认定为地区总部的，按照有关规定，可以获得开办和租房的资助。

地区总部具有经营管理、资金管理、研发、采购、销售、物流及支持服务等综合性的营运职能，且对经济发展有突出贡献，取得良好效益的，按照有关规定，可以获得奖励。

跨国公司设立亚洲区、亚太区或更大区域总部，符合相关条件的，可以按照有关规定获得资助。

资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。

第十条 【资金管理】

地区总部可以建立统一的内部资金管理体制，对自有资金实行统一管理。涉及外汇资金运作的，应当按照有关外汇管理规定执行。符合条件的地区总部可以按照有关规定，参与跨国公司外汇资金集中管理、境外放款等试点业务。

投资性公司可以按照《企业集团财务公司管理办法》，设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。

第十一条 【简化出入境手续】

对因商务需要赴香港、澳门、台湾地区或者国外的地区总部的中国籍人员，由有关部门提供出境便利。

地区总部需要多次临时入境的外籍人员，可以申请办理 1 至 5 年多次入境有效、每次停留不超过 1 年的访问签证；需要临时来本市的外籍人员，应当在中国驻外使领馆申请入境签证，时间紧迫的，可以按照国家有关规定，向公安部门申请口岸签证入境。

对需要在本市长期居留的地区总部外籍人员，可以申请办理 3 至 5 年有效的外国人居留许可。

地区总部的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，被优先推荐申办《外国人永久居留证》。

第十二条 【简化就业许可手续】

地区总部需要在本市就业的外籍人员，可以向市人力资源和社会保障部门申请一并办理外国人《就业许可证》和《就业证》。其中，外籍高级管理人员和高级技术人员可以按照相关规定申请办理《外国专家证》。

第十三条 【人才引进】

地区总部及其设立的研发中心引进国内优秀人才的，可以优先办理本市户籍。

第十四条 【提供通关便利】

对符合条件的地区总部及其设立的研发中心，海关和出入境检验检疫部门为其进出口货物提供通关便利。

地区总部设立保税物流中心和分拨中心，进行物流整合的，海关、外汇、出入境检验检疫等部门对其采取便利化的监管措施。

第十五条 【参照适用】

香港、澳门、台湾地区的投资者在本市设立地区总部的，参照本规定执行。

第十六条 【施行日期和有效期】

本规定自发布之日起施行，有效期5年。

2008年7月7日上海市人民政府发布的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府发[2008]28号）同时废止。

上海市人民政府办公厅

沪府办发[2012]51号

转发市商务委等八部门关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》实施意见的通知

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

市商务委、市财政局、市人力资源社会保障局、市公安局出入境管理局、人民银行上海分行、外汇管理局上海市分局、上海海关、上海出入境检验检疫局《关于上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定的实施意见》已经市政府同意，现转发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府办公厅

2012年8月8日

关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的实施意见

为更好地贯彻《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府发[2011]98号），落实相关鼓励政策，现制订实施意见如下：

一、 资助与奖励

（一） 资助与奖励的标准

1. 开办资助。对 2008 年 7 月 7 日以后在本市注册及迁入本市，以投资性公司形式设立地区总部，且员工数在 10 人以上的，给予 500 万元人民币开办资助，自注册或迁入本市的下一年度起，分三年按 40%、30%、30%的比例，发放开办资助资金。
2. 租房资助。对 2008 年 7 月 7 日以后在本市注册及迁入本市，且员工数在 10 人以上的跨国公司地区总部，租赁自用办公用房的，以不超过 1000 平方米办公面积、每平方米每天不超过 8 元人民币的标准，按租金的 30%给予三年资助；对购建自用办公用房的，按租房资助的同等标准的三年总额，给予一次性资金资助。

跨国公司地区总部在享受资助期间，不得将自用办公用房出租或转租，不得改变办公用房的用途。违反上述规定出租、转租办公用房或改变办公用房用途的，应退还已经获得的资助。

3. 对跨国公司地区总部的奖励。对本市 2008 年 7 月 7 日以后认定为国家级跨国公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过 10 亿元人民币的投资性公司，或 2008 年 7

月 7 日以前认定为国家级跨国公司地区总部，且自 2008 年起年营业额首次超过 10 亿元人民币的投资性公司，给予 1000 万元人民币的一次性奖励。

对本市 2008 年 7 月 7 日以后认定为管理性公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过 5 亿元人民币的，或 2008 年 7 月 7 日以前认定为管理性公司地区总部，且自 2008 年起的年营业额首次超过 5 亿元人民币的，给予 500 万元人民币的一次性奖励。

对本市 2012 年 1 月 1 日以后认定为投资性公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过 10 亿元人民币的，或 2012 年 1 月 1 日以前认定的投资性公司地区总部，且自 2012 年起的年营业额首次超过 10 亿元人民币的，给予 500 万元人民币的一次性奖励。

奖励分三年按 40%、30%、30% 的比例发放。

4. 对在沪跨国公司地区总部提升能级的资助。在本市新设立的跨国公司亚洲区、亚太区或更大区域的总部，员工人数不少于 50 人，且母公司任命的法定代表人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的，可获得 800 万元人民币的开办资助，分三年按 40%、30%、30% 的比例发放。

已设立的跨国公司地区总部升级为亚洲区、亚太区或更大区域的总部，员工人数不少于 50 人且母公司任命的法定代表人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的，可获得 300 万元人民币的一次性资助。

5. 对投资性公司地区总部整合股权的资助。对本市需要重点引进的投资性公司地区总部因其内部股权整合而产生的成本和费用，经市商务委、市财政局和相关部门审定后，给予适当资助。

（二）资金的来源

设立“上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金”（以下简称“专项资金”），由市、区县两级财政分级负担。

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法由市财政局和市商务委另行制定。

二. 资金管理

鼓励投资性公司按《企业集团财务公司管理办法》设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。

便利跨国公司地区总部建立统一的境内资金管理体制，对自有资金实行集中管理。鼓励商业银行根据监管要求，积极为跨国公司地区总部提供所需要的资金清算代理服务。跨国公司地区总部、被控股企业（或被管理企业）与商业银行可签订三方协议，通过在该银行及其分支机构的银行结算账户，统一管理内部资金。商业银行应积极探索适应跨国公司地区总部资金管理要求的中间业务，并加强对业务的管理与控制，建立与该中间业务相适应的监控和报告信息系统，及时、准确、全面反映业务开展与风险状况。

跨国公司地区总部涉及外汇资金运作的，按有关外汇管理规定执行。符合条件的跨国公司地区总部可按规定，参与跨国公司外汇资金集中管理、境外放款等试点业务。有关部门将积极探索进一步便利跨国公司地区总部资金运作的新举措。

充分发挥本币优势，为跨国公司地区总部跨境使用人民币提供方便。开展跨国公司地区总部人民币经常项目下简化业务流程试点。鼓励跨国公司地区总部开展人民币经常项下集中收付业务。支持跨国公司将其人民币境外资金结算中心落户上海。探索跨国公司地区总部实现跨境人民币资金集合管理。

三. 人员流动

（一）简化出入境手续

1. 临时入境

设在本市的跨国公司地区总部中需要多次临时入境的外籍人员，可申请一年多次入境有效的访问签证；其中需要多次临时入境的外籍高级管理人员和高科技人才，可申请 2 至 5 年多次入境有效、每次停留不超过一年的访问签证。

2. 长期居留

(1) 跨国公司地区总部法定代表人、总经理、副总经理、财务总监可办理有效期 5 年的外国人居留许可；部门经理可办理有效期 4 年的外国人居留许可；一般外籍员工可办理有效期 3 年的外国人居留许可。

跨国公司地区总部所属注册资金达到 300 万美元以上企业的法定代表人、总经理、副总经理、财务总监可办理有效期 5 年的外国人居留许可；部门经理可办理有效期 3 年的外国人居留许可。

(2) 上述外籍人员的外籍配偶、父母及不满 18 周岁的子女，可申请与上述人员相同期限的外国人居留许可。

3. 永久居留

在沪跨国公司地区总部的法定代表人等高级管理人员，可按《外国人在中国永久居留审批管理办法》，优先申办《外国人永久居留证》。

4. 居住证 B 证

被跨国公司地区总部聘用的具有本科以上学历或者特殊才能的入外籍的留学人员，持中国护照但无中国户籍的留学人员和其他专业人才，香港、澳门特别行政区专业人才，台湾地区专业人才和外国专业人才及其配偶和未满 18 周岁或高中在读的子女等偕行人员，可优先申办《上海市居住证》（B 证）。

5. 紧急情况下来沪

对在沪跨国公司地区总部，可直接给予口岸签证商务备案单位资格。其邀请的临时来沪外籍人员如因紧急事由未及时在我驻外使领馆申办签证的，可按规定向市公安局出入境管理局口岸签证部门申请口岸签证。

6. 办理健康证明

出入境检验检疫部门为跨国公司地区总部法定代表人以及与总部职能相关的高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。

7. 赴香港、澳门

因商务需要赴香港、澳门的跨国公司地区总部中的中国籍员工，可申办多次出入境有效的《往来港澳通行证》。

8. 赴台湾

因商务需要赴台湾的跨国公司地区总部中的中国籍员工，如提供入台旅行证件和国务院台办批件，可优先办理《大陆居民往来台湾通行证》。

9. 出国

因商务需要出国的跨国公司地区总部中的上海户籍员工，可凭本市户口簿、身份证申办护照；因商务需要出国的跨国公司地区总部中的外省市员工，可持《上海市居住证》（人才引进类），按规定向市公安局出入境管理局申办护照。

（二）简化外籍人员就业许可手续

在沪跨国公司地区总部的外籍人员持 L、F、X 字签证入境，如在本市就业，可由跨国公司地区总部向市人力资源社会保障局申请一并办理外国人就业许可和《外国人就业证》。其中，外

籍高级管理人员和高级技术人员可向市人力资源社会保障局（市外国专家局）申办《外国专家证》。

（三）方便国内优秀人才的引进

人力资源主管部门和公安部门对在沪跨国公司地区总部引进的外省市员工办理《上海市居住证》提供便利。

在沪跨国公司地区总部及地区总部投资设立的具有独立法人资格的研发中心引进的符合条件的外省市优秀人才，可按《上海市引进人才申办本市常住户口试行办法》，办理本市户籍。

四. 提供通关便利

对符合条件的跨国公司地区总部及地区总部投资设立的具有独立法人资格的研发中心，海关和出入境检验检疫部门对其进出口货物提供通关便利，并逐步扩大企业进口研发自用生物材料的检验检疫改革试点范围。

鼓励跨国公司设立物流分拨中心，以促进跨国公司集团内部企业的物流整合。符合条件的跨国公司地区总部可办理通关预归类和预审价手续。A类以上资信等级的跨国公司地区总部可为其在沪下属子公司的进口货物（除进出特殊监管区域外）集中向总部所在地主管海关报关，并可依申请向出入境检验检疫部门集中报检。出入境检验检疫部门对跨国公司地区总部凭申请优先办理报检资质审批，优先考虑提升信用及分类管理等级。海关、外汇管理、出入境检验检疫等部门将根据跨国公司地区总部物流运作模式的最新发展和需求，不断创新监管模式，探索便利化措施，以适应跨国公司地区总部业务的发展。

本实施意见自印发之日起施行，有效期至2017年6月30日。

2008年11月15日印发的《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉若干实施意见》（沪府办发[2008]28号）同时废止。

上海市商务委员会
上海市财政局
上海市人力资源和社会保障局
上海市公安局出入境管理局
中国人民银行上海分行
国家外汇管理局上海市分局
上海海关

上海出入境检验检疫局

2012年7月28日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。